

リサイクルアイオークション
規約

【運営会社】株式会社 J E C

【リサイクルアイオークション参加規約】

株式会社 J E C（以下、当社）が主催する当社が古物市場主である リサイクルアイ オークションにおける入札形式をご利用いただく場合には、本規約が適用されます。本規約は以下に規定する入札形式についてのみ適用され、当社が古物市場主である リサイクルアイオークションにおいて別の形式のオークションを開催する場合、当社が別途定めるその形式のオークションに関する規定が適用されます。

第1条（定義）

リサイクルアイオークションは、今後のリユース業界発展の為に発足されたものであり、古物業許可事業者を対象とした会員間の円滑な流れを作る古物市場として運営を行うものとします。

第2条（目的）

この参加規約は リサイクルアイオークションにおける入札形式のオークションを開催するにあたり、オークションの公正、円滑な運営及びオークション利用者の利便を図ることを目的とします。

第3条（名称及び運営及び運営事務局）

当社が主催する古物市場の名称を「リサイクルアイオークション」とし、当市場で行われる入札形式のオークションの総名称を「リサイクルアイオークション」（以下、当オークション）とします。オークションの運営は、株式会社 J E Cが行い、事務局（以下、当事務局）を株式会社 J E C若しくは会場に設置します。

第4条（古物市場における取扱品目）

当オークションは古物市場として、美術品類、衣類、時計・宝飾品類、自転車類、写真機器類、事務機器類、機械工具類、道具類、ブランドバッグ、書籍類、金券類の売買および仲介を業として取扱うものとします。

第5条（開催場所）

当オークションの開催場所は、奈良県桜井市浅古1119-1（以下、開催場所）を会場とします。開催場所で開催できない場合、変更を事前に通知した上で当社の指定する会場で開催するものとします。

第6条（開催日、開催時間及び開催方法）

開催日を、毎月第2火曜日とし月1回（2023年5月1日現在）の定期開催（但し、休日等を鑑み、当社判断により開催）とします。開催時間は、原則、10時00分より17時00分までとします。但し、進行状況等により短縮及び延長することもあります。オークションは競争入札方式とし、1番高額の金額の入札を行った入札者を商品の落札者とします。開催できない場合は、変更開催日を定め事前にその旨を会員に通知いたします。

第7条（入会資格）

入会資格者は古物営業許可証（所轄の都道府県公安委員会発行のもの、かつ行商の資格を有するもの）を有し、当オークションで、本規約を順守しての公正な、販売及び購入を希望する方を対象とします。公正な、販売及び購入をする事が出来ないと判断される場合、事務局及び会場の判断により入会をお断り致します。

第8条（入会手続き）

入会希望者は、入会申込書、古物商許可証の写し、その他当事務局が求める書類を提出し、入会申し込みを行うものとします。入会希望者が当社所定の方法により申し込み、当社及び事務局がこれを承諾することにより完了します。会員登録の完了をもって会員契約が成立するものとします。

第9条（参加費）

参加費は1名1,000円（消費税込）とし、費用は毎開催事前に支払うものとします。参加費は如何なる理由でも返金いたしません。

第10条（参加方法）

会員はオークション参加について下記を条件とします。

- 1.参加者は、事務局若しくは会場に対し会員の紹介、会場承認が必要となります
- 2.会員の紹介が無い場合は当オークションの判断にて参加の拒否をします
- 3.当オークションの判断により必要と認めるときは、参加者と個別契約を締結するものとし、参加者は個別契約に基づき参加申込をするものとします

4.登録事項に変更がある場合は、速やかに事務局及び会場へご連絡をお願いします

第11条（市場への搬入及び搬出について）

売主は当市場が開催される日の1日前（日祝祭日や休日の場合は変動あり）の10時より開催前日の午後12時まで若しくは、市場開催当日に次回開催分の古物を会場へ搬入できるとし、競りの順番は原則搬入された順に競りを行います。落札後の搬出は第13条に基づき、買主は売買成立後の支払いが当日全て行われた後にしか古物を搬出できません。また、当市場内での搬出入の事故、トラブル等の責任、仲裁は一切事務局及び会場は関与しないものとします。

第12条（オークションにおける物品の管理）

事前に品物を当事務局に委託した場合（指定日以外は別途、保管費用負担の場合有）を除き、品物は落札されるまで売主の自己責任で管理し、落札品は当オークションより引き渡し後（指定場所にて）は買主の自己責任で管理するものとします。万が一、紛失、破損等があった場合、当オークションに重大な過失がない限り、所有者がその責任を負うものとします。なお、落札した品を買主が自ら選定し、不要とした落札品は事務局及び会場の判断に委ねられる事とします。

第13条（会場利用）

会場利用には、当事務局の許可を必要とし、下記利用を遵守ねがいます。遵守いただけない場合は退会等の対象となります。予めご承知おき下さい。

- 1.会員以外のご利用はできません。また、会員参加同行者の取扱いについては、参加費の対象といたします
- 2.ご入場の際は、受付で参加費及び入場登録を済ませ、必ず当オークション指定の名札を着用してください
- 3.古物営業許可証を携帯してください
- 4.参加者は、その代理人、使用人その他の従業者（以下「代理人等」という。）に行商をさせるときは、当該代理人等に、国家公安委員会規則で定める様式の行商従業者証を携帯させなければなりません。不携帯の際は入場のお断り・途中退場をさせていただきますので、予めご了承下さい

第14条（オークション方式について）

出品物は当市場開催当日、競り売り方式により売買されます。ヤリ（掛け声）は落札価格にて、はっきりとした数字で発声したものを優先します。出品物の落札者、落札額は振り手である市場側が決定します。ヤリのタイミングを逸した発声や遅すぎる発声、発声無の手のみでのヤリは、振り手判断によって無効若しくは、落札者を決定するものとし、競り上がる場合は、原則10%～を目安にキリのよい数字で競り上がるものとし、発声可能なヤリは、上位3桁までとします。例）¥165,000、¥1,150,000など。市場参加者同士の直接交渉は禁止といたします。売主は、出品物が落札された後、返品依頼の申し立てはできません。但し、指値がある場合は引荷を認めます。

第15条（市場売買手数料）

当市場にて売買された古物商品に関し、事務局若しくは会場に対して売主および買主が支払う売買手数料は 次のとおりとします。

（1）売主が当オークションに支払う手数料について ※今後、種類によって変動あり

売主は原則として古物の販売に係る売買成約額に応じ、古物売却額の10%（税別）の手数料を事務局若しくは会場へ支払うものとします

（2）買主が当オークションに支払う手数料について ※今後、種類によって変動あり

買主は原則として古物の販売に係る売買成約額に応じ、古物購入額の5%（税別）の手数料を事務局若しくは会場へ支払うものとします

第16条（決済の方法）

古物売買の代金は、原則、現金をもって決済とします。買主は出品物落札集計後に現金精算、売主は落札集計後に現金精算と致します。尚、事務局及び会場の判断により必要と認めるときは個別契約を締結するものとし、この別に定める個別契約に基づき支払うものとします。

（1）事務局及び会場は決済の円滑化を図る為に、売買明細書を発行する事とし、尚、売買明細書の再発行は、原則致しません

（2）事務局及び会場は売主買主間の債権債務について、代位弁済および立替払いをする義務

を有しません

(3) 事務局及び会場は買主に支払能力が無いと判断した場合、売買商品の所有権を一時事局に移し、当商品を事務局が自己の判断で処分出来る事とし、処分に係る費用（代金の不足を含む）を別途買主に請求いたします

第17条（個人情報の取り扱い）

事務局は原則として、オークション参加者情報をオークション参加者の同意なく、第3者に開示はしません。ただし、以下の場合にはオークション参加者の事前の同意なく、これらの情報を開示できものとします。

- (1) 公官庁等の公共機関から法律に定める権限に基づき開示を求められた場合
- (2) 当オークションの権利、利益、名誉等を保護する為に必要であると判断した場合

第18条（禁止事項）

会員は、次の行為を禁止します。

- (1) 会員以外の者を、オークションに参加させること
- (2) 不正品及びその疑いのある商材を出品すること
- (3) 盗難品・遺失物などの疑いのある商材を出品すること
- (4) その他、当オークションの定める本規約、諸規定及び参加基本契約（別紙③）において定める条項に違反すること

第19条（利用上の諸注意）

当オークションの利用に際しては、本規約および利用の申し合わせ事項（別紙②）に従い、当オークションを利用して頂く必要があります。

第20条（規約の変更について）

当オークションが必要と判断した場合には本規約を変更することができるものとします。変更、更新後の規約については随時HPにて告知、更新された時点から適用する事とします。

第21条（参加規約の適用制限について）

本規約が当オークションの取引に適用される関連法令に反するとされる場合、当該規定は、その限りにおいて、当該お客様との契約には適用されないものとします。ただし、この場合でも、本規約のほかの規定の効力には影響しないものとします。

第22条（強制退会）

当オークション運営上、著しく支障を来す行為（周辺苦情及び素行不良、恫喝、脅迫、強制等含む）を繰り返す会員等に対し、当事務局より注意喚起を行ったうえで是正されない場合には即時強制退会とします。当オークション会員が次の各号のいずれかに該当していたときは、別段の催告を要せず即時の強制退会とします。なお、いずれの場合も強制退会となった会員等は異議申し立てができないものとします。

1. オークション及び関連の取引において不適切な行為を行うもの

- (1) 威圧的な要求行為を行うものや、法的な責任を超えた不当な要求行為をするもの
- (2) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行うもの
- (3) 偽計又は威力を用いて当オークション担当者の業務を妨害する行為を行うもの
- (4) 当オークションへの参加において違法な行為を行うもの
- (5) 本規約及びこれに基づく当オークションの運営上のルールに従わないもの
- (6) 本規約及びこれに基づく当オークションの運営上のルールに基づく事務局の指示に従わないもの
- (7) その他前各号に準ずる行為を行うもの
- (8) 出品商材を当オークションによらず、出品会員、落札会員双方の談合によって取引するもの
- (9) 会場を利用する権利を譲渡または貸与する行為を行うもの

2. オークション会員として不適切なもの

- (1) 会員等で下記の1から9に該当するもの（1暴力団2暴力団構成員3暴力団準構成員4暴力団関係企業もしくは関係者5総会屋6社会運動標榜ゴロ7特殊知能暴力集団8役員、実質経営者が反社会的勢力であるもの及び反社会的勢力であったもの9その他前各号に準ずるもの（以下これらを【反社会的勢力】という））
- (2) 会員等で、自己、自社、もしくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているもの

- (3) 会員等で、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、もしくは関与しているもの
- (4) 会員等で、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているもの
- (5) 会員等で、反社会的勢力と社会的に避難されるべき関係を有しているものまた、会員等は上記の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来に渡り該当しないことを事務局及び会場が指定する誓約書に記入捺印しなければなりません。誓約書に虚偽のある場合は、強制退会の対象となります

第23条（クレーム及びトラブルの処理）

当オークション終了後に、落札商材の品質及び機能動作について、落札会員から落札商材についてクレーム申告があった場合、運営規定に基づいて当社が売手、買手双方の調停処理、又は裁定は一切行いません。

- (1) 裁定の結果については売手、買手双方ともこれに従わなければなりません
- (2) 上記クレーム及びトラブルの処理に関して、当社の会員以外の第三者との交渉は一切受け付けないものとします
- (3) その他、当オークション内でのあらゆるトラブル、搬出入でのトラブル、会場内外の事故、争い事等に関しての一切の責任は事務局及び会場は負いません

第24条（クレーム発生時の協力）

会員は、クレームの問題が起きた場合には、建設的かつ円満解決に協力し、当社が調停した場合はその結果を遵守するものとします。また、他の会員や主催者への迷惑をかけるような行為、又は当会員としてふさわしくない行動（業界常識を逸脱した要求やクレーム解決の妨げとなる遅延行為等）は決して行わず、当オークションに参加するものとします。

第25条（クレーム対応の考え方）

オークションにて流通される商材は、新品として生産された品物が様々な使用環境を経て再流通されるため、全ての商材がそのまま再販出来る状態ではないことを前提とし判断することを基本とします。

- (1) オークションにて流通される商材は未使用品若しくは中古品であるため、その商材の

品質状態については会員個々の価値観や「出品側」「落札側」と置かれる立場によっても見解の相違が発生することがあり得ることを了承するものとします

- (2) 出品情報に記載が無い事項のクレームに関しては、全てがクレームの対象とならないことを了承するものとします
- (3) 出品情報に記載が無い事項のクレーム対処については、製造年、評価点、商材固有の特性（臭いを含む）といった商材情報の内容を考慮し、出品・落札の立場が替わった場合にも同等な解決になるようオークションの健全化を前提に対応することを条件とします

第26条（内外装のクレーム対応について）

落札会員からのクレーム内容が、出品商材明細と比べて明らかに相違があると当社が認めた場合、且つ、当オークションが認めた場合のみとします。基本的な考え方は、減額（値引き）対応となりますが、商材状態が出品リストと比べ、著しく差異があると当社が認めた場合は、契約解除（キャンセル）対応となる場合もあります。

第27条（当日契約の解除）

会員は、以下に定めるキャンセルペナルティ、並びに成約手数料・落札手数料を支払うことにより、オークション開催当日受付時間内に契約解除を申し出た場合に限り、売買契約を解除することができます。なお、当日契約の解除については、当社が落札店又は出品会員より解除の申し出を電話にて受けてこれを受理し、相手方に通知します。万一、相手方が不在等により連絡がつかない場合、当社からその旨をFAX又は電子メールにより通知し、契約の解除とします。

- (1) 落札会員の都合により契約解除を申し出た場合

落札商材価格の10%+手数料（落札金額に対して2%+TAX）

- (2) 出品会員の都合により契約解除を申し出た場合

落札商材価格の20%+手数料（売上金額に対して3%+TAX）

第28条（検品及び検品目的）

当社が行う検品行為とは、出品制限に抵触しない商材が出品されていること及び出品店の申告

内容を前提として、公正かつ的確に客観的な立場で評価点を付することを目的としたもので、
検品の結果について当社の責任は負わないものとします。また、評価点への疑義も原則として
受け付けられないものとします。

- (1) 実際の検品は、内装・外装・機能についてそれぞれ評価を行い、それらを総合的に評価
したものが総合評価になります
- (2) 評価点相応と判断した瑕疵については記載を省略する場合があります
記載を省略した評価点相応の瑕疵については、免責事項となる場合があります。
- (3) ジャンク品などの商材については原則、クレーム対象外といたします

第29条（検品における配送・落札商材配送中の事故・損害補償）

検品における、出品会員から当社への配送中の商材破損については、当社は一切の責任を負いか
ねます。落札商材配送中の事故・損害等については、配送業者の運送保険が定める保険内容に則
るものとし、当社は一切責任を負わないものとします。また、天災・地震など不可抗力に起因す
る商材損傷は免責とします。

第30条（特別開催オークションに伴う手数料）

イベントオークション等の特別開催に伴う特別料金については、別途会員に通知しその料金を
適用する場合があります。

第31条（準拠法、裁判管轄）

当オークションの規約の成立、効力発生、解釈にあたっては日本法を準拠法とします。また、
当オークションのサービスに起因または関連して当社と参加者との間で生じた紛争については
大阪地方裁判所または奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

作成：株式会社 J E C

リサイクルアイオークション

制定 2023年3月20日

改訂 2023年5月22日

改定 2023年6月 3日

改定 2023年8月 1日

利用の申し合わせ事項

売主の責務

- (1) 商品の真贋及び欠損等について明確にする。
- (2) 出品物の搬入日時については、当オークションの指示に従うものとする。
- (3) 売り終了後、事務局より発行される売買明細書に基づき、売り商品の確認をする。
- (4) 売買成立後に公官庁等の公共機関から法律に定める権限に基づき商品の調査・返還要求が発生した場合はその指示に従うものとし、売買代金の返還を請求できる事とする。

買主の責務

- (1) 商品の真贋及び欠損等について確認する。
- (2) 売り終了後、事務局より発行される売買明細書に基づき、買い商品の確認、即時支払いを行い、商品の確認を行う。
- (3) 売買成立後に公官庁等の公共機関から法律に定める権限に基づき商品の調査・返還要求が発生した場合、事務局は買主の承認なしに情報を提供する事ができる。
- (4) 山売り（単品でなく、数個等以上にまとめた物）に関しては、買主の自己責任において落札する事とし、商品の返品処理等は事務局及び会場へは原則出来ないものとする。

年 月 日

リサイクルアイオークション 殿

商号又は名称

代表者名

印

取引参加者契約書

年 月 日

リサイクルアイオークション 殿

会員 商号又は名称

代表者名 (自署)

印

会員は、リサイクルアイオークション（以下「貴所」という。）の

- 1 貴所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある規約、その他の規則（以下「規則」という。）に従うこと、並びに規則及び取引の信義則を遵守すること。
- 2 規則に基づいて貴所が行う、会員の取引資格の取消し、古物の売買停止等（不正取引等によるものを除く。）若しくは会員即時剥奪その他の処分、処置及び措置に従うこと。
- 3 会員が取引資格を喪失する場合は、その喪失について会員が一切の責任を負い、貴所、他の取引参加者及び顧客に対し、一切迷惑をかけること。
- 4 貴所から何らかの処分等について書面通知された場合で、会員が所定の期日（通知到着後48時間）までに異議の申出をしないときは、その処分に同意したものとすること。
- 5 貴所が別途指定するものを除き、貴所からの会社に対する諸通知（授受する書類を含む。）については日本語で作成したものを国内代表者宛に行うものとし、会社からの貴所に対する諸通知（授受する書類を含む。）については日本語で作成したものを国内代表者から送達するものとする。
- 6 会員と貴所との間の諸通知（授受する書類を含む。）における金額の表示については、日本円で表示したものにより行うこと。
- 7 この契約及び規則は、日本国の法律により支配され、解釈されるものとする。
- 8 会員と貴所との間の一切の訴訟については、奈良県内の裁判所及び大阪地方裁判所をその管轄裁判所とすること。